

平成 30 年度地方税制改正(案)について [抜粋]

総 務 省
平成 29 年 12 月

平成30年度の与党税制改正大綱(12月14日決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1 森林環境税(仮称)等の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

◎ 森林環境税(仮称)の創設 [平成 36 年度から課税]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円(年額)

賦課徴収：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

国への払込み：都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

その他：個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等
に関して所要の措置

◎ 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成 31 年度から譲与]

譲与総額：森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：(市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：(市町村)総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※ 私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県)総額の 1 割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

◎ 制度創設時の経過措置

○ 平成 35 年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

○ 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1 割に移行。

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

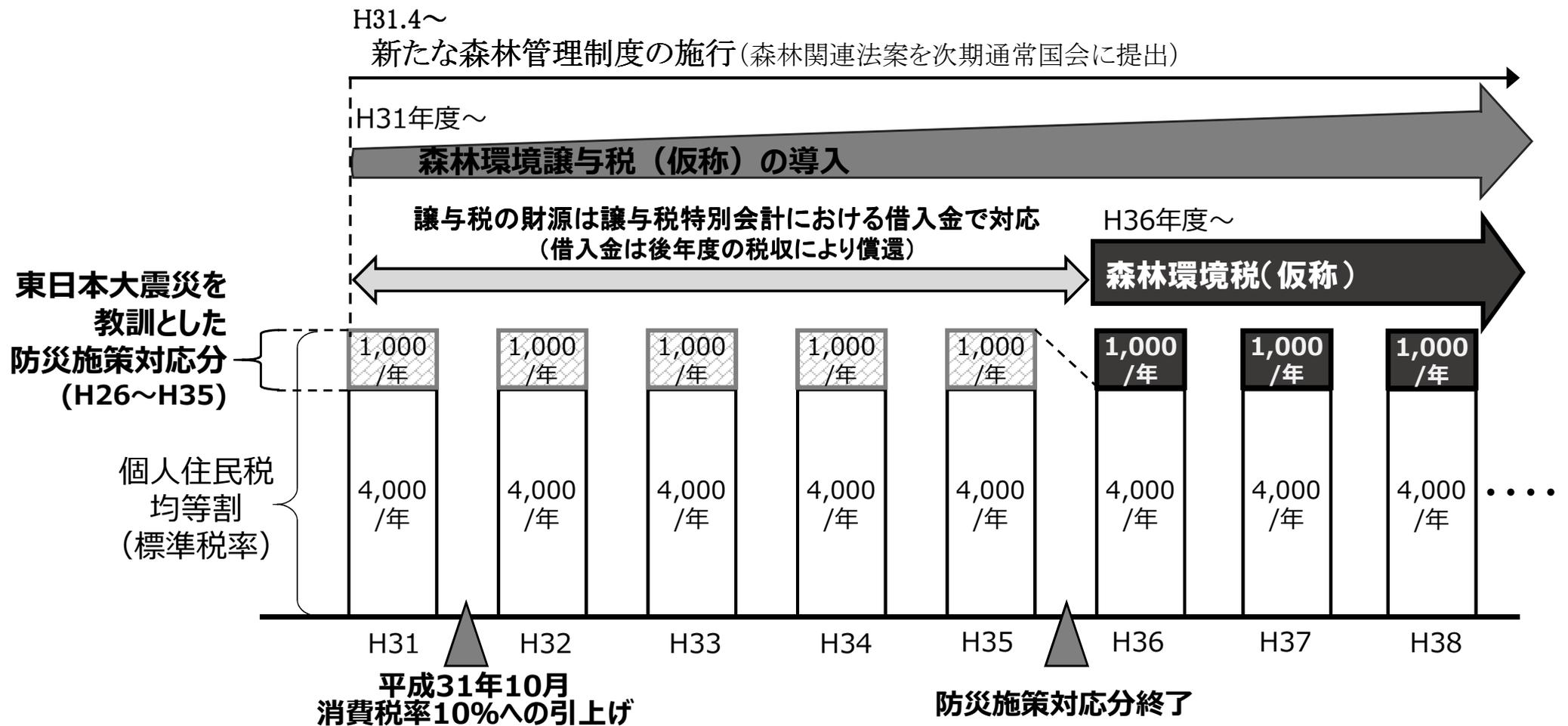
<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

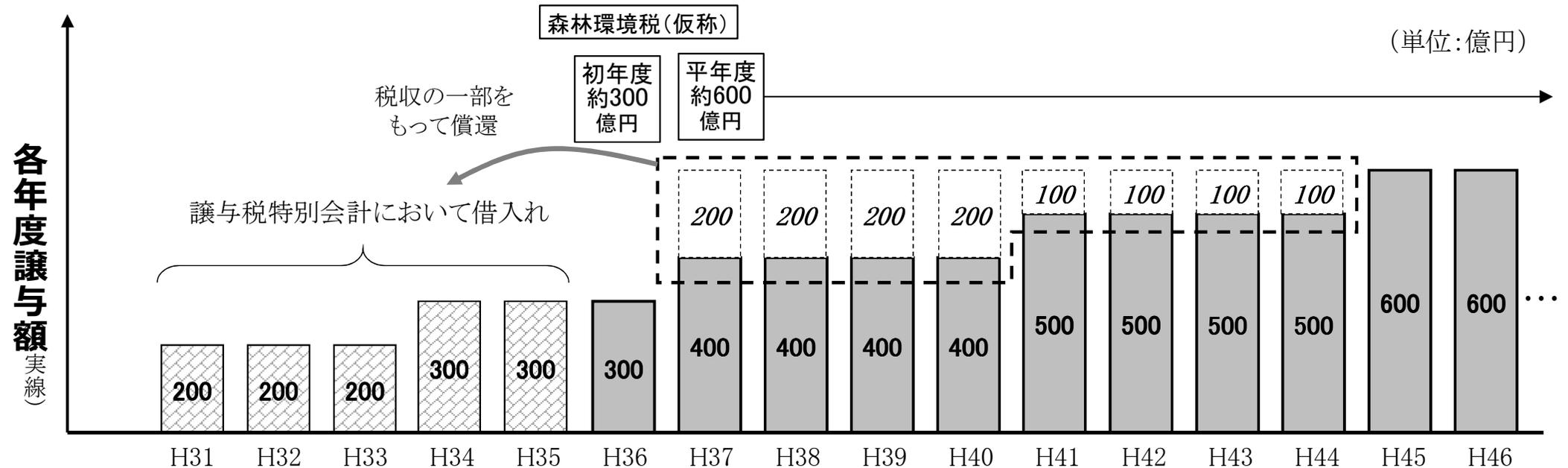
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15				88 : 12				90 : 10		
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることを見込まれる。

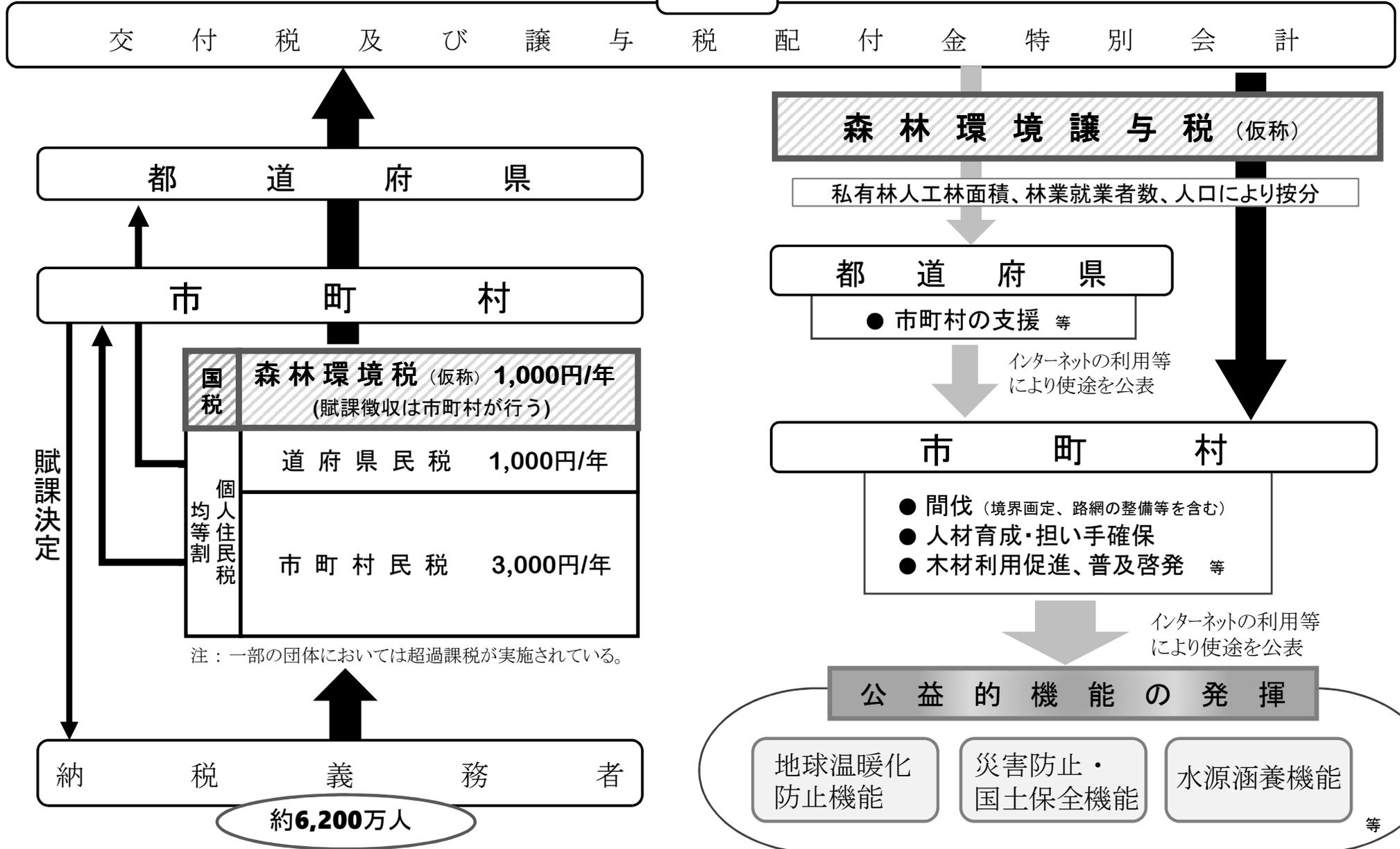
森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

国

平成31年度から施行



森林吸収源対策税制に関する検討会 報告書（概要）

平成29年11月21日

税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱等を踏まえ、森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

森林を取り巻く状況と森林環境税(仮称)の必要性

- **森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵。**
- しかし、木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施業を促すことを中心とする**既存の施策では、適正な森林管理に限界。**
- 政府は、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化する**新たな森林管理システムの構築に向けて検討中。**
- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、**市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、森林環境税(仮称)を創設することが必要。**

具体的な制度設計に関する提案

基本的な枠組み

- **国税として、森林環境税(仮称)を創設。**
- **個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収。**
- **地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。**

具体的な制度設計

	項目	制度設計の方向性
森林環境税 (仮称)	課税主体	国
	納税義務者等	個人住民税均等割の納税義務者を基本とし、定額の負担を求める。
	賦課徴収	市町村が、個人の市町村民税の例により、個人の市町村民税と併せて行う。
	特別会計への払込み	市町村が都道府県に払い込んだ上で、都道府県が国の譲与税特別会計に払い込む。
森林環境譲与税 (仮称)	譲与総額	森林環境税(仮称)の収入額の全額に相当する額
	使途	市町村が行う森林整備に関する施策及びそれを担う人材の育成・確保に関する費用等 ※木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部にも存在する需要を対象にすべきとの意見もあり。
	譲与基準	使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定。使途の範囲に応じて、私有林人工林面積や林業就業者数等が考えられる。必要に応じて補正。
	譲与団体	森林が所在する市町村が基本。ただし、都道府県による市町村への支援等が不可欠であることから、都道府県に対して、譲与税を含めた財政措置の検討が必要。 ※全額を市町村に譲与すべきとの意見もあり。
	使途の公表	譲与を受ける地方団体に対して、インターネットの利用等の方法により使途を公表することを義務づけ。

新税の創設に当たっての課題等

- 新税創設のためには、**国民(納税者)の理解**が得られることが不可欠。東日本大震災を教訓として各地方団体が実施する防災施策に係る財源確保のための税制上の措置や府県等の超過課税も勘案した上で、**国民の負担感に配慮**する必要。
- **府県の超過課税との関係**については、**国として**、各府県の超過課税の見直し時期等を踏まえつつ、**両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応**を行うよう努めるべき。
- 得られた税収によって確実に必要な森林整備等が行われるように、**市町村における事業実施体制の確保**も必須。
- **使途の範囲及び都道府県への譲与**については、関係者の意見にも留意しつつ、**一層の整理が必要**。
- 森林環境税(仮称)を国税として設計する以上、**非課税限度額の設定や減免のあり方**について、**全国で統一的な取扱いをすることが基本**。これに基づきつつも、**市町村の課税実務が円滑に進むよう、慎重な制度設計**が必要。

(参考) 森林環境税(仮称)の制度設計に関する提案のイメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

